

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度に本市が発注する建設工事、設計、測量又は調査等並びに製造の請負、物件の供給等についての契約に係わる入札に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項並びに入札に参加する者の申請の時期及び方法について、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 入札参加者の資格及び審査の基本となるべき事項

（1）建設工事、設計、測量又は調査等

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条第 1 項、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 5 5 条第 1 項、地質調査業者登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 8 号）第 2 条第 1 項、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）第 2 2 条第 1 項、建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号）第 2 条第 1 項、補償コンサルタント登録規程（昭和 5 9 年建設省告示第 1 3 4 1 号）第 2 条第 1 項及び土地家屋調査士法（昭和 2 5 年法律第 2 2 8 号）第 8 条に規定する許可又は登録を受け、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者、さらに建設工事については、雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）とし、甲府市工事入札参加者の資格審査及び選定要綱により、次に掲げる事項について審査する。

ア 客観的事項

申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

イ 主観的事項

工事实績度、及び信用度等

(2) 製造の請負、物件の供給等

地方自治法施行令第167条の4に該当しない者とし、次に掲げる事項について審査する。

ア 客観的事項

(ア) 業種別年間平均製造、販売高

(イ) 従業員数

(ウ) 自己資本額

(エ) 営業年数

(オ) 機械類等の価額（製造のみ）

イ 主観的事項

業種ごとの製造、販売成績及び信用度等

2 入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は、次のとおりとする。

(1) 申請の時期

令和7年12月1日（月）～令和7年12月12日（金）

※期間内の土・日曜日を除く

※提出書類は、期間内必着

(2) 申請の方法

原則、次のいずれかの方法での申請とする。

ア 郵送

以下の申請書及びその他必要書類を総務部契約管財室契約課に郵送

- ・ 建設工事：入札参加資格審査申請書（建設工事）
- ・ 設計・測量又は調査等：入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ・ 製造の請負、物件供給等：入札参加資格審査申請書（物品等）

イ 電子・郵送の併用

「やまなしくらしねっと」において申請し、必要書類を総務部契約管財室契約課に郵送

(3) 申請書の様式

申請書の様式は、本市の独自様式とする。ただし、建設工事、設計・測量又は調査等の申請の一部様式については国土交通省が定めている統一様式を併用できるものとし、製造の請負、物件供給等の申請については本市の独自様式とする。

(4) 名簿未登載の取扱

審査の結果、入札有資格者名簿に登載することができない場合は、令和8年2月末日までに通知する。

3 登録の有効期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

なお、令和8年度入札有資格者名簿の登載予定者は、令和8年度長期継続契約の対象者とする。

4 その他

申請についての詳細は、ホームページ上の「令和8年度入札参加資格審査申請要領」を参照すること。